

京都市告示第 10 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 43 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、京都市文化財ブックス等（以下「ブックス等」という。）の販売に係る公金の収納、徴収事務を委託します。

令和 7 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

(1) 公益社団法人京都市観光協会

京都府京都市中京区河原町通二条下る一之船入町 384 ヤサカ河原町ビル 8 階

(2) 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

京都府京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町 265-1

(3) 公益財団法人きょうと京北ふるさと公社

京都府京都市右京区京北上弓削町段上ノ下 2-1

(4) 一般社団法人京都市交通局協力会

京都府京都市右京区太秦下刑部町 12

2 京都市公金収納受託者に収納、徴収事務を委託した歳入の種類

ブックス等の物品売扱代金

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和 6 年 4 月 1 日

4 京都市公金収納受託者へ収納、徴収事務を委託した日

令和 7 年 4 月 1 日

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）